



# 基本計画編

## 基本目標2

すこやかでおだやかな  
生活ができる  
福祉のあるまちづくり

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 1 保健、医療

### 現状 課題

- 各種健診結果をもとに健康管理を指導。がん、循環器病、糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化予防には適正体重の維持が重要であり、肥満者の割合が国の目標値よりも多いこと、妊娠前に「やせ」であった女性は出産時のリスクが高くなることなどを踏まえ、生活習慣の改善を働きかけていくことが重要。
- がん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病への対策は重要な課題。がんは早期であれば治せる可能性が高く治療負担も軽くすむことが多いため、がん検診の受診率向上が重要。また、喫煙（受動喫煙も含む）、飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取などを抑えると、がんや循環器疾患の予防となるため、これらに対する対策も重要。
- 全国の自殺死亡率\*1はピーク時より減少したが、近年は横ばいで推移。大空町では全道と同様に増加傾向で、全国より高め。

●かかりつけ医の機能強化や在宅介護のための医療体制整備の必要性が高まる中、医療法人社団双心会女満別中央病院は基幹病院として保健・医療・福祉サービスの一翼を担い、大空町東藻琴診療所（医療法人社団双心会が指定管理者として運営）は在宅療養支援診療所として在宅ケアの拠点としての役割を担っている。そのほか、地域医療（第一次医療圏\*2）の維持継続のため、医療機関への助成を実施。

### 関連する個別計画など (計画期間/年度)

●健康増進計画（R6～R17）	●保健師・栄養士活動計画（毎年）
●データヘルス計画（R6～R11）	●医療計画（R6～R11）
●特定健診実施計画（R6～R11）	●地域福祉計画（R8～R12）

### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
<b>1 生活習慣の改善</b> 子どもの頃からより良い生活習慣を身につけることと、町民自身が健康状態を振り返り生活習慣を見直していくように、健康に関する各分野の課題を把握し、健康増進への働きかけを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人の健診データを読み解き、適切な食習慣を町民自ら選択できるための指導</li> <li>●幅広い世代に向けて、運動の必要性や効果、具体的な方法について普及啓発</li> <li>●睡眠の重要性について情報提供</li> <li>●男女別の適正飲酒量の違いや多量飲酒による健康障害に関する知識の普及</li> <li>●喫煙のリスクに関する普及啓発、禁煙外来についての情報提供</li> <li>●むし歯や歯周病の予防、口腔管理の必要性について普及啓発</li> <li>●妊娠前から授乳期、乳幼児期、学童期に至る時期に各対象に適した食量や栄養バランスなど基本的な生活習慣を促す情報提供と母子保健事業の実施</li> </ul>
<b>2 生活習慣病の発症予防・重症化予防</b> 生活習慣病の現況や正しい知識の普及啓発をはじめ、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や環境整備、医療との連携、がん検診受診率向上、特定健診・特定保健指導実施率の向上に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●がんの正しい知識やがん検診の有効性等について、知識の普及啓発</li> <li>●自分の健康状態に関心を持つきっかけづくりによる健診の受診率向上促進、相談窓口の周知</li> <li>●生活習慣の改善や適正な医療機関の受診、服薬管理の重要性など個人の状況にあわせた支援</li> </ul>
<b>3 こころの健康の維持及び向上</b> 福祉、医療のほか学校とも連携を深め、自らの心や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺予防のための意識啓発及び相談窓口等の普及</li> <li>●健康問題から波及する不安や悩みの軽減</li> <li>●産後うつ予防や子育ての孤立化を防ぐための支援の充実</li> <li>●ゲートキーパー*3養成研修の実施</li> </ul>
<b>4 地域医療の維持存続</b> 住み慣れた町で、通院はもとより、概ね入院を含めた医療サービスが完結できる医療提供体制の整備を図り、町民・患者の視点に立った医療情報の提供を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療を支える医師・看護師等の確保（医療等従事者の充実、配置）</li> <li>●在宅医療の推進</li> <li>●救急医療の充実</li> <li>●医療機器の整備、医療の情報化の推進</li> </ul>

### 用語解説

\*1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数。

\*2 北海道医療計画に基づき、第一次医療圏、第二次医療圏及び第三次医療圏を位置付け。第一次医療圏は、基本的な地域単位で各市町村が担う。第二次医療圏は、大空町は北網地域（10市町）に属し、地域センター病院にJA北海道厚生連網走厚生病院と北見赤十字病院が指定。第三次医療圏は、オホーツク地域（18市町村）に属し、地方センター病院は北見赤十字病院。

\*3 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声かけ、話を聞く、必要な支援につなげる、見守るなど）を行うことができる人。

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 2 地域福祉

### 現状 課題

- 公的サービスや家族間だけでは解決できない福祉課題が増える中、地域住民や社会福祉関係者が協力し解決に取り組む「地域福祉」の意義や必要性について町民の理解と協力が不可欠。他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の醸成や、地域の中でつながりを深めることが大切。
- 福祉制度が複雑になる中、情報や相談先がうまく伝わらず、情報が不足していると感じている声が多い。デジタル化が進む中、情報の格差が生じないような取組が必要。
- 高齢者や障がいのある人がいる世帯、子育て世帯等の見守りや安否確認のため、民生委員・児童委員が中心となり訪問や相談対応、高齢者見守り事業を実施。また、郵便局、新聞販売所、電力会社、灯油・ガス販売店などと提携し、見守り体制を強化。

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要。そのためには、複雑化、重層化する課題に適切かつ効果的に対応できるよう、地域活動に参加する各種団体、支援団体、行政の関連部署、福祉に関係する各種団体等との連携が重要。中でも、地域活動やボランティア活動などの「互助」が果たす役割は大きい。担い手の減少、高齢化が課題。

関連する個別計画など  
(計画期間/年度)

・地域福祉計画 (R8~R12)

### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
1 <b>地域福祉を支える意識の醸成</b> 一人ひとりの人間をいたわり、尊重する意識の高揚や普及啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉意識の周知・啓発の推進</li> <li>● 家庭・地域・学校における福祉教育の推進</li> <li>● 地域交流の推進（高齢者、障がいのある人、子ども等を含む町民が自由に集い、お互いに支え合い、交流する活動や場づくり）</li> </ul>
2 <b>情報提供、相談支援</b> 情報通信技術を利用できる者とできない者との間に格差が生じないように、情報提供、相談支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町民が相談しやすい相談体制の構築、情報の周知</li> <li>● 相談を必要とする人に対してきめ細やかな対応ができるよう機能の強化（関係機関の連携）</li> <li>● 複数の手段による情報発信</li> <li>● 身近なところから情報が入手できるよう、関係機関・団体との情報の共有</li> <li>● 情報発信機器の学習会や使用方法の周知による情報のバリアフリー化の推進</li> </ul>
3 <b>支援を必要とする人の把握</b> 支援を必要としている人の情報を把握、集約し、支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問活動を通じた困りごと、支援ニーズの把握</li> <li>● 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会など各関係機関・団体もっている情報の共有化の推進</li> <li>● 地域福祉に関わる事業者などによるネットワークの充実強化、自治会や「向こう三軒両隣」をはじめとする小規模な単位での見守り体制づくりの普及啓発</li> <li>● 身近な隣近所での助け合いなどができるネットワークづくり、地域で支援できる人材の育成</li> </ul>
4 <b>地域福祉の推進体制づくり</b> 行政、町民、関係団体など様々な人や組織が連携し、複雑・重層化する地域福祉の課題に対応できる体制をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、事業者など関係団体相互の連携強化</li> <li>● 高齢者人口（85歳以上）がピークを迎える2040年を見据えた地域包括ケアシステムの実現、障がいのある人にも対応したシステムの構築</li> <li>● ボランティア団体の育成・支援、ボランティア活動への参加促進</li> <li>● 非常時や緊急時の連絡体制、見守り体制の充実</li> </ul>

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 2 地域福祉（続き）

### 現状 課題

- 経済的困窮、ひきこもり、虐待、DV、介護などにおいて精神的なよりどころがなく社会的に孤立したり、制度の狭間におかれ必要なサービスや支援が届きづらい人や世帯が増加傾向の中、誰一人取り残さない社会の実現が必要。また、罪を犯した人等が地域で孤立することなく暮らせる社会の実現も必要。
- 生活上のストレスなどから、虐待や家庭内暴力が増えることもあり、虐待や家庭内暴力防止に対する意識の普及、虐待を見逃さない地域での見守り体制の構築が必要。
- 要介護認定者や障がいのある人、その家族などが、多様で柔軟なサービスを自ら選択し、住み慣れた地域で安心して生活できることが必要。一方、保育、介護、障がい福祉の従事者の不足がサービス利用制限につながっており、早急な対応が必要。
- タクシー券の交付、町外の病院や施設などを利用する際の助成を通じて、高齢者や障がいのある人の外出支援や健康増進、効果的な訓練等を促進。そのほか、高齢者や福祉団体等への移動支援、冬期間の除雪支援などを実施。冬期間の生活も含め、誰もが外出、移動しやすい生活環境が必要。

- 認知症や知的障がいのある人などのうち、日常生活に必要な判断力のない人が地域で安心して生活ができるように、社会福祉協議会と連携し日常生活支援員等の養成を実施。財産や金銭の管理ができない人の権利擁護\*などが必要。
- 閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人も、社会参加等の機会を確保することは重要であり、各種イベント等への参加促進や外出支援の充実が必要。

### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
5 <b>孤立防止の推進</b> 悩みを抱えた人や世帯、孤立しやすい人が地域で孤立しないよう、相談支援やネットワークづくり、見守り活動を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会的な孤立を防ぐため、地域の居場所づくりと福祉関係者が連携できる体制づくり</li> <li>● 地域における再犯防止の認識共有と支援体制の構築</li> <li>● 高齢者・障がいのある人・子どもなど立場の弱い人への虐待や家庭内暴力などの行為の防止、地域全体で見守る体制づくりの普及啓発、通報や相談しやすい環境整備</li> <li>● 生活困窮者の早期把握、自立した生活に向けた支援</li> </ul>
6 <b>福祉サービス提供体制の充実</b> 地域の資源を活用しながらサービス提供基盤を整備し、必要とされるサービスが安心して利用できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉に係る人材の育成、確保</li> <li>● 要介護状態の軽減や防止を図る介護予防や日常生活支援の総合的な推進</li> <li>● 相談支援事業所と連携し、障がい福祉サービスの支援が必要な方に対し、適切なサービスを受けられるよう支援体制の整備</li> <li>● 在宅での生活援助や施設入所・通所による自立へ向けた支援サービスの充実</li> <li>● 個別の要介護者の状況に合わせた身体介護や認知症ケアの方法について学ぶ機会の提供</li> </ul>
7 <b>外出・移動の支援</b> 誰もが生きがいを持って生活を送るためには、移動手段の確保及び負担軽減に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動に係る経済的負担の軽減、自分一人で外出することが困難な人への外出支援</li> <li>● 高齢者や障がいのある人が、冬期間快適に暮らせるための支援</li> <li>● 公共施設や道路等のユニバーサルデザインに基づいたバリアフリー化の推進</li> </ul>
8 <b>権利擁護の推進</b> 日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を通じて、判断能力が不十分な人も安心して生活ができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活支援員等の養成</li> <li>● 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の周知</li> <li>● 本人に代わって法的権利を行使する成年後見制度の周知</li> </ul>
9 <b>社会参加の促進</b> 誰もがその人らしく、地域の中でいきいきと日常生活が送れるよう社会参加を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会参加につながるような相談支援、情報提供</li> <li>● 閉じこもりの防止、解消につながるようなサークル活動、イベントへの参加促進</li> </ul>

**用語解説** \* 権利擁護：意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がいのある人などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 3 こども・子育て支援

### 現状 課題

- 「こどもまんなか社会\*」の実現をめざす「こども基本法」が施行。大空町においても、こどもや若者が個人として尊重され、自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、こどもを中心とした視点で事業を見直し、こども施策として推進していくことが必要。
- 幼児教育や保育を望む保護者に適切な情報提供に努めている。妊娠期や乳幼児期に比べ、学童期や青年期における相談先がわかりにくいという声もあり、適切な情報提供が各年代の保護者に届くようにすることが必要。
- 育児不安を感じる親が増えている中、関係機関と連携し、妊娠から子育てまで心身共に健やかに安心して過ごせるよう産後ケアの充実などを強化。妊娠中の栄養不足をはじめ、幼少期の生活習慣や健康状態は、こどもの健康状態に大きな影響を与えることを踏まえ、母子に対する健康の保持及び増進のため健康的な生活習慣を早期から確立できるよう保健・栄養指導の実施が必要。
- 認定こども園に委託し、一時預かりや保育サービスを実施。こどもの数や保育ニーズを的確にとらえ、認定こども園の定員を実態に合わせて施設型給付費の適正化を図り、健全な運営となるよう助言することが必要。

- 児童センター等の管理運営により学童期のこどもの居場所を確保。こどもの遊び場や保護者が集える場など、誰もが気軽に利用できるこどもを中心とした拠点が必要。

### 関連する個別計画など (計画期間/年度)

- ・子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）
- ・地域福祉計画（R8～R12）

### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
<p><b>1 こども・若者の権利の理解促進と「こども施策」の推進</b> こども・若者が権利の主体であることの地域社会での共有を図り、「こどもまんなか社会」の実現のため「こども計画」を策定し「こども施策」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども・若者の権利を保障するための啓発</li> <li>● 市町村こども計画の策定</li> <li>● こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重した意見反映</li> </ul>
<p><b>2 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援</b> 妊娠期から子育て期にわたり、母子の健康を切れ目なく支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠期（胎児期）からの生活習慣病予防</li> <li>● 電子母子手帳やマイナポータルの活用（健康手帳のように将来にわたって活用できるようにする）</li> <li>● 妊娠・出産・育児について養育者が正しい知識を得る機会の充実</li> <li>● 関係機関との情報共有・連携、相談支援の充実</li> <li>● 支援を必要とするこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整</li> </ul>
<p><b>3 幼児教育・保育の一体的提供とこどもの居場所づくり</b> 認定こども園や児童センターの適切な定員管理による質の向上を図るとともに、誰もが利用しやすいこどもや保護者の居場所づくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者支援事業実施に向けた検討</li> <li>● 待機児童の解消及び適切な認定区分の決定</li> <li>● 認定こども園への指導・監査及び運営支援</li> <li>● 一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業の実施及びこども誰でも通園制度の開始</li> <li>● 放課後児童対策事業の実施</li> <li>● 児童遊園地の適切な管理</li> <li>● 町民ニーズを踏まえたこどもの居場所の充実</li> </ul>

**用語解説** \* こどもまんなか社会：こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会。

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 3 こども・子育て支援（続き）

### 現状 課題

- 子育てに困難を抱える世帯が顕在化する中、乳幼児期未就園の場合は、地域の中で孤立しがちな傾向にある。家庭での子育ての困難や不適切な養育環境に対して社会的支援が届かず、児童虐待が深刻化することがないよう、支援体制を充実させることが必要。
- 高校生以下の医療費のほか、ひとり親家庭等に対する医療費を助成。貧困により教育や保育が受けられないことのないように支援を行うことが必要。
- ファミリーサポートセンターを開設し、育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（援助会員）の連絡・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を実施。大空町で育ったこどもが、進学や就職を機に転出することも多く、町の担い手不足にもつながっている。地域でこどもを育む意識づくりや子育てを応援する取組を促進することが必要。



### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
<p>4 <b>社会的養護が必要なこどもや困難を抱える家庭への支援</b> 特定妊婦や要保護児童、ヤングケアラーへの支援など社会的な養護や困難を抱える人への相談窓口の設置と総合的な支援体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども家庭センター（こどもに関する包括的相談窓口）の設置</li> <li>● 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営によるサポート体制の確立</li> <li>● 関係機関との情報共有や連携によるきめ細やかなサポートプランの作成</li> <li>● 学童期のこどもに対する、教育委員会や学校と連携した支援の実施</li> <li>● 妊娠期から幼児期、学童期や青年期まで切れ目のないライフステージに応じた支援体制の確立</li> </ul>
<p>5 <b>こどもの貧困対策及び子育て家庭への経済的負担軽減</b> 良好な生育環境を確保するため、貧困との格差の解消を図り、全ての子どもや若者が幸せな状態で成長できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの医療費の助成</li> <li>● ひとり親家庭等への医療費の助成</li> <li>● 幼児教育・保育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減</li> <li>● 認定こども園の給食費の補助支援</li> </ul>
<p>6 <b>こども・子育て家庭への、地域における包括的な支援体制の構築</b> こども・子育てに対する機運の醸成、地域における包括的な支援体制の構築を図るとともに、未来を担う人材を地域で育み地域社会の持続可能性を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファミリーサポートセンターによる支援</li> <li>● 地域住民によるこども・子育て支援の仕組みづくり</li> <li>● こどもと地域社会との関りを深める取組の実施</li> </ul>

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 4 高齢者福祉

### 現状 課題

- 住み慣れたまちで暮らし続けられるよう、介護や認知症に関する意識啓発や情報提供を実施。健康寿命\*1をできるだけ伸ばし、加齢に伴う心身の機能低下を予防し、自らが介護予防に取り組むことが必要。
- 地域包括支援センターで総合相談や介護予防を行うほか、サービスの連携や調整を実施。そのほか、独居及び老人世帯の見守り、認知症への正しい知識と理解の促進、情報提供に努めている。協働や支え合いによる活動を実践していくためには、社会福祉協議会と連携しボランティア団体の育成・支援が必要。
- 一人暮らしや所得の少ない高齢者世帯に緊急通報用電話機の貸与、除雪サービスの提供などを実施。身寄りのない人が増加傾向にあり、非常時や緊急時に家族等へ連絡が取れるような体制づくりとともに、連絡を取れる人がいない場合の対応が課題。

- 要支援・要介護認定者が地域で生活を続けられるように、介護保険サービスを適切に運用するとともに、生活支援サービスや支え合いで対応できる仕組みをつくる必要がある。
- 特別養護老人ホームをはじめとする入所施設は待機者が多く、町民が安定的に介護保険施設サービスを受けられる体制の維持強化に努めている。在宅での生活ができなくなっても、生まれ育った町を離れることなく、いつまでも安心して暮らせるよう体制の維持が必要。

### 関連する個別計画など (計画期間/年度)

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (R6～R8)
- ・ 地域福祉計画 (R8～R12)

### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	10年間で取り組むこと
<p>1 <b>いきいきと過ごすための健やかなこころと身体づくり</b> 高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防を進めるとともに、社会参加と生きがいづくりへの支援を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりや介護予防、フレイル予防の効果的な推進</li> <li>● 認知症の発症予防と悪化予防</li> <li>● 生活習慣病の重症化予防と介護状態の悪化予防</li> <li>● 生きがいづくりと社会参加の推進</li> </ul>
<p>2 <b>互いに支え合い生活するための地域づくり</b> 地域コミュニティにおける支え合いの仕組みづくり、地域支えあい活動への参加・支援を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援体制づくりの推進（生活支援サービスの創出）</li> <li>● 認知症を含む高齢者の見守り体制や、本人、家族等への支援体制の充実（認知症サポーター養成、チームオレンジの組織化）</li> <li>● 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（居宅介護支援事業所や介護施設など地域の既存の社会資源との連携、地域包括支援センターの機能強化）</li> <li>● 緊急通報システムの見直し、新たな安否確認手段</li> <li>● 権利擁護*2の推進</li> </ul>
<p>3 <b>安全、安心な暮らしを支える仕組みづくり</b> 要支援・要介護状態になっても、自宅で安心して暮らせる仕組みを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅介護サービスの充実と強化</li> <li>● 介護保険制度の適正・円滑な運営</li> <li>● 安否確認や見守り体制の充実と強化</li> <li>● 災害・感染症に対する備え</li> </ul>
<p>4 <b>寝たきりになっても住み続けられるサービスの維持存続</b> 手厚い介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう、介護保険施設を中心に据えたサービス提供体制を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険施設サービスの維持存続</li> <li>● 介護基盤を強化するための支援充実</li> <li>● 医療と介護の連携推進</li> </ul>

**用語解説** \*1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず、自立した生活ができる期間。

\*2 権利擁護：意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がいのある人などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 5 障がい者（児）福祉

### 現状 課題

- 近隣自治体の子ども発達支援センターと連携し、療育を必要とする子どもの早期発見と適切な療育に努めている。児童発達支援及び放課後等デイサービスが町内で利用できる環境づくりが課題。
- 障がいのある人の就労支援として、地域企業への就労支援、社会福祉協議会が実施する就労支援事業への支援、移動や外出支援を実施。また、障がい者福祉センターちあひるでは障がいのある人の居住や日中活動を支援。町外の事業所を利用している方や事業所を利用できない方もいる。
- 居住の場となるグループホームや施設は大空町や近隣自治体では空きが少なく、高齢の親が自宅で支援しているケースもあり「親亡き後」の問題が喫緊の課題。
- 医療機関、障がい福祉施設、介護保険施設への補助を通じて、ヘルパーなど従事者の確保、定着に努めているが、ヘルパーの人数不足により居宅介護の家事援助や通院介助の利用量が制限されている。
- 通院介助や移動支援のサービスは町外の事業所を活用しているが事業者の負担が高く、継続するための対策が必要。サービス利用者の高齢化が進む中、通院の移動手段の確保が早急に必要。

- 基幹相談支援センターや町内の計画相談支援事業者により相談支援を実施。家族など支援者が高齢や不在になって初めてサービスを受けたり、知ることがないように、日頃の生活や利用できるサービスについて、気軽に相談できる環境づくりの整備が引き続き必要。
- 障がいのある人の正しい理解促進、障がいのある人やその家族・関係者団体との意見交換、地域住民との交流、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育の充実に努めている。

### 関連する個別計画など (計画期間/年度)

- ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（R6～R8）
- ・障がい者計画（R8～R17）
- ・地域福祉計画（R8～R12）

### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
1 <b>療育環境の充実</b> 児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できる体制をつくり、療育提供体制を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達支援指導員による専門的相談の推進（幼児健診時）</li> <li>● 町内で児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する体制の構築と充実</li> </ul>
2 <b>居住と日中活動の場の確保</b> 働く場や日中活動する場、住む場を確保し、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労支援や日中活動の場の確保、移動や外出に対する支援</li> <li>● 日常生活に必要な用具取得、設備改造などへの補助</li> <li>● 家族の負担軽減を図る支援体制の整備</li> <li>● 虐待防止のための普及啓発</li> <li>● 重度の障がいのある人への医療費の助成</li> <li>● グループホームの運営、新たな設置に向けた支援（サービス提供者の確保）</li> <li>● 一人暮らしの障がい者が緊急時に家族等と連絡がとれる体制の確保</li> </ul>
3 <b>ヘルパーの確保と移動支援、移動手段の充実</b> 障がいの特性を理解したヘルパーの確保を図り、サービスの充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヘルパー及び提供事業所の確保、体制の充実</li> <li>● 移動支援事業を実施する事業者の確保</li> </ul>
4 <b>情報提供、相談支援の充実</b> 各サービスの内容や対象について十分な情報提供を行うなど、提供体制の充実を図る。利用者の希望に沿ったサービスの提供につながるように、相談支援体制の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス利用者の状況に応じた情報提供</li> <li>● 相談支援体制の充実</li> <li>● 障がいに応じた計画作成を行う相談支援事業所の運営</li> <li>● 基幹相談支援事業の広域連携</li> </ul>
5 <b>障がいへの理解の推進</b> ノーマライゼーション理念の普及を図るとともに、地域住民とともに安全に暮らせるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の正しい理解促進</li> <li>● 地域福祉活動の推進</li> </ul>

# すこやかでおだやかな生活ができる 福祉のあるまちづくり

## 6 社会保障

### 現状 課題

- 国民健康保険の健全で安定的な運営のために、町では保険料の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域における事業を実施。
- 後期高齢者医療については、町では保険料の徴収や各種届出の受付、被保険者証の引き渡しなど、窓口業務を実施。
- 介護保険料は、3年ごとに策定される介護保険事業計画に基づき算出し、一人あたりの平均的な保険料額（基準額）を決定。
- 国民年金は、自営業、農業、漁業、学生、アルバイト、無職の人など厚生年金や共済年金に入っていない人の加入が義務付けられており、町では手続きや相談支援を実施。
- 生活困窮者に対して、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を実施。

関連する個別計画など  
(計画期間/年度)

・介護保険事業計画（R6～R8）



### 施策・10年間で取り組むこと

施策 ▶	▶ 10年間で取り組むこと
<p>1 <b>国民健康保険の安定運営</b> 保険料収納率の維持、向上、医療費の適正化を進め、国民健康保険の安定した運営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料収納率の維持、向上</li> <li>● 医療費の適正化に向けた取組（特定健診・特定保健指導の受診を促す広報、医療費通知の送付）</li> </ul>
<p>2 <b>高齢者の医療保険の安定運営</b> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を進めるために、制度の周知や医療費の適正化に向けた取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の医療保険制度の周知・啓発</li> <li>● 医療費の適正化に向けた取組（後期高齢者健診の受診を促す広報）</li> <li>● 保健・介護一体的実施推進事業の受託</li> </ul>
<p>3 <b>介護保険の安定運営</b> 要介護者に継続した介護サービスを提供するため、介護保険の安定した運営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険事業計画に基づいた保険料率の見直し</li> <li>● 広報を通じた介護保険制度の周知</li> </ul>
<p>4 <b>国民年金制度の周知、理解促進</b> 相談や広報などを通して加入もれや未納を縮減し、国民年金を受給する権利を確保できるよう年金制度の普及に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民年金制度の周知</li> <li>● 国民年金に関する手続き事務の実施、相談支援</li> <li>● 無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者や障がいのある人への給付金の支給</li> </ul>
<p>5 <b>生活困窮者への生活保障及び自立支援</b> 生活保障制度の適正な運営とともに、自立支援を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保障に関する相談</li> <li>● 生活保障制度の適正な運営</li> <li>● 生活支援に関する各種制度の情報提供</li> <li>● 生活困窮者に対する自立支援の推進</li> </ul>